

会 議 録

(1 / 8)

会議の名称	第1回坂戸市行政改革推進審議会
開催日時	平成28年8月17日(水) 午後1時30分 開会 ・ 午後3時30分 閉会
開催場所	303・304会議室
議長(会長)の氏名	飯田 康夫会長
出席者(委員)の氏名・出席者数	大澤雄一委員、桑原秀恵委員、野口達雄委員、原田正明委員、大水善寛委員、杉山成二委員、村田千鶴委員、鹿山辰雄委員 9名
欠席者(委員)の氏名・欠席者数	なし
事務局職員の職・氏名	太田正一総合政策部長、清水満夫総合政策部次長兼政策企画課長、福島洋次政策企画課副課長、新井彪総合政策部企画調整担当、山崎憲次郎係長、徳永旭彦主任
会議次第	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 1 開 会 会議の公開 傍聴の許可及び傍聴人(なし)の報告 2 挨拶 石川市長 ・各委員自己紹介、職員自己紹介 3 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> (1) 会長の選出について (2) 職務代理を定める件について (3) 第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革アクションプランの策定について <ul style="list-style-type: none"> ア 諮問 イ 行政改革アクションプラン取組項目における平成27年度取組状況及び平成28年度目標について ウ 第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革アクションプランの見直しについて (4) その他 4 閉 会
配付資料	<p>次第、審議会委員名簿、坂戸市行政改革推進審議会条例</p> <p>資料1 平成27年度における行政改革の実施状況について</p> <p>資料2 行政改革アクションプラン(平成24年度～平成28年度)進行管理集計表</p> <p>資料3 坂戸市第5次行政改革・アクションプラン(平成29年度～平成33年度)(案) 平成28年度行政改革アクションプラン見直しスケジュール</p>

議 事 の 経 過	
発 言 者	議 題 ・ 発 言 内 容 ・ 決 定 事 項
事務局 (清水次長) 市長 事務局	<p>開会に先立ち、委嘱状交付を行います。飯田委員から順に受け取り願います。 (市長から委嘱状交付)</p> <p>1 開会 只今から第1回坂戸市行政改革推進審議会を開会します。 現在の出席者9名、欠席者0名です。従いまして坂戸市行政改革推進審議会条例第6条第2項の規定により定足数に達しているので、本会議は成立した事を報告します。 また、本会議は公開とさせていただきますので、ご了承ください。 石川市長から挨拶を申し上げます。</p>
市 長	<p>2 挨拶 本市では、第6次坂戸市総合振興計画の将来都市像であります「笑顔でつなぐ躍動のまち、さかど」の実現に向け、「安心して暮らせる、高齢者や社会的弱者にもやさしいまちづくり」、「将来を担う子どもたちを応援するまちづくり」「地域の活力を高め、快適な環境を創造するまちづくり」といった三本の柱を重点施策と捉え、計画に基づく各種事業や取り組みを進めているところであります。 しかしながら、市政を取り巻く状況は、国の三位一体の改革以降、地方交付税の大幅な減少が続き、財政構造はかつてない深刻な状況となっております。このような中、これまでも、職員数の削減や小中学校の統合など、様々な行政改革を推進してまいりましたが、更なる事務事業の合理化や事務執行体制の効率化など、行財政改革を加速的に進めなければならないと強く認識しているところであります。 今後、見直しとなる「第5次坂戸市行政改革大綱・行政改革アクションプラン」につきましては、この状況を乗り越えるため、私を先頭に、市職員が一丸となり、スピード感をもって行政改革に取り組む所存でありますので、委員の皆様におかれましては、本計画の策定に対し、真に実効性のあるものとするため、忌憚のないご意見・ご提言をいただきたいと存じますので、何とぞよろしくお願いいたします。</p>
事務局	委員の皆様にご自己紹介をお願いします。 (各委員 自己紹介)
事務局	職員の自己紹介を行います。 (職員 自己紹介)
事務局	3 審議事項 会長が決まるまでの間、市長に座長をお願いします。

市 長	<p>それでは、会長が決定するまでの間、座長を務めさせていただきます。審議事項の前に本日の会議における傍聴希望者はございませんので、報告させていただきます。</p> <p>それでは、「会長の選出について」ですが、これについては、坂戸市行政改革審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により定めるとあります。委員の皆さんから何かご意見はありますか。</p>
委 員	飯田委員にお願いしたいと思います。
市 長	ただいま、飯田委員を会長にとの意見がありました、ご異議はありませんか。
	(異議なしの声)
市 長	ご異議がないようですので、会長は飯田正則委員さんと決定しました。それでは、会長のあいさつをお願いします。
会 長	<p>行政改革推進審議会会長の指名をいただき、感謝を申し上げますと同時に責任の重さを実感しております。地方自治体の行政サービス改革の取組は、一時も休むことなく絶え間ない努力が求められています。坂戸市においても、市民と行政との協働、効率的な自治体運営、市民満足度の向上に向け、市長を先頭に職員一同が日頃から取り組まれている姿勢や努力は評価しているところであります。後ほど事務局から説明がありますが、過去の実績や取組状況の評価の説明がなされるとのことではありますが、結果に満足してしまうことでは前進することが消え、後退、衰退の道を進むこととなります。</p> <p>今回委員の9名のメンバー皆様と共に坂戸市の行政改革推進に取り組むこととなりました。皆様の全員発言全員参加のもとで、お知恵、お力を借りながら、会長の務めを果たしてまいりたいと思います、ご協力をお願いいたします。</p>
市 長	この後の議事進行は、会長をお願いします。
会 長	<p>続いて、審議事項(2)「職務代理を定める件について」を議題とします。審議会条例第5条3項で、会長が予め指定すると規定されているので、指名してよろしいですか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
会 長	<p>それでは、大水善寛委員を指名します。</p> <p>(大水委員 了承)</p>
会 長	次に、審議事項(3)に入ります。事務局よりお願いします。
事務局	<p>ここで市長から諮問書の交付がございます。</p> <p>(市長から飯田会長へ諮問書 交付)</p>
事務局	<p>市長は他の公務につき、退席させていただきます。</p> <p>(市長 退席)</p>

会 長	次に、審議事項(3)「イ 行政改革アクションプラン取組項目における平成27年度取組状況及び平成28年度目標について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。
事務局	資料1、2に基づき「行政改革アクションプラン取組項目における平成27年度取組状況及び平成28年度目標について」について説明 委員からの意見、質疑は次のとおり
会 長	質疑があれば、お願いしたい。
委 員	アクションプランの期間が4年から5年になった理由は。
事務局	第5次行政大綱の計画期間10年を3つに分割してアクションプランを推進していくのが当初の考え方であった。昨年度国から地方行政サービス改革の推進に関する留意事項が示されるとのことであったことから、1年間先送りし、4年、3年、3年の計画期間であったものを5年、5年とさせていただいた。
会 長	他の市町村も同じような動き方をしているのか。
事務局	過去から行政改革は行政の見直しとして各自治体で進められてきた。平成17年に国が関与し「集中改革プラン」の作成が推し進められ、職員の削減や財政改革に対応したプランの策定が、自治体ごとに行われてきた。プランの位置付けや計画期間に差異はあるが、国の「集中改革プラン」の指示により、定員管理の適正化、給与の適正化、経費削減のプランがどの市町村でも計画策定された経緯がある。坂戸市においても、「集中改革プラン」に沿った流れで第4次、第5次の作成を行ってきた。 その後は、国からの指示もないことから、その流れで作成してきたが、昨年度国から「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項」が示されるとのことで、1年間先送りし、アクションプランを5年、5年とさせていただいたのが経緯である。
委 員	9の適正な職員定数の管理での職員とは臨時的任用職員は含まれるのか。 10の多様な雇用形態の活用での再任用と任期付職員の違いを教えてください。 16の施設利用における受益者負担の適正化での効果額の差異について理由を伺いたい。 18の市税・国保税の徴収率の向上での国保税の徴収率の低さについて理由を伺いたい。

事務局	<p>9については、正規職員となるが、定数管理の定義として、常勤の再任用職員は含まれる。</p> <p>10については、再任用職員数は、27年度は非常勤職員のみであったため、再任用職員総数となっている。任期付職員は、県等からの派遣職員や県退職職員などである。</p> <p>16について、効果額は、26年度から開始した受益者負担の適正化に伴う25年度との差額となり大きく、27年度の効果額は26年度と27年度との差額となっているため効果額は少なくなる。</p> <p>18については、国保税の収納率の低さについては、理由は所得層の低い市町村や外国人の多い市町村の収納率が低い傾向が見受けられる。県内の市町村においてもかなりの差が見られる。</p>
委員	税等は、収入増を行革の指標としてもいいのではないか。
事務局	収納率は景気に左右される傾向がある。担当課と検討したい。
委員	21の時間外勤務の抑制について、時間外の対象となる職員数は何人となるのか。
事務局	主事補、主事、主任、係長までが対象となり、平成28年1月1日現在一般行政職で545名、うち時間外対象は全体の約71%に当たる386人である。
委員	一人当たり平均年間216,000円程度の時間外となる。市町村レベルで高いと言えるのか。平均すると月7時間程度である。C評価は厳しいのではないか。
事務局	<p>内部手続きが職場、職員によって時間外の形態がまちまちとの問題がある。時間外の中身を改善することによって、適正化や効率・効果的なものとなる。</p> <p>坂戸市は他市と比較して全体時間外は多くないと感じている。部署によっては多いところもあるが、内部手続きの点から評価が低くなっている。</p>
委員	28の情報通信技術を活用したシステムの整備について、公共施設の空き状況システムは大変活用しているが、空きを確認して実際に予約に行くとすでに埋まっていたことが度々あるなど問題がある。システムを役に立つものにしていただきたい。
事務局	反映できるようにしていきたい。
委員	本部会の評価があるが、どのように評価しているのか。もう少し違った評価があってもよいのではないか。
事務局	本部会の評価は、行政改革推進本部が市長を筆頭に各部の進行管理、評価を行っている。数値的な目標を加味している。
委員	17のふるさと納税の推進について、新聞報道も多く、坂戸市でもかなり伸びているようであるが、今後もどんどんPRする必要があるのではないか。ぜひ進めていただきたい。

委員	謝礼品等のコストはどの程度かかっているのか。
事務局	<p>平成27年6月からふるさと納税のポータルサイトと契約し、寄付額の14%を支払うこととなっている。ポータルサイトでは、パソコン上で寄附ができること、支払いの決裁ができること、謝礼品が選択できることの利便性があり、多くの方が利用している。</p> <p>市では1万円の寄付があった場合には、経費を引いても半分が残るように謝礼品を考えている。</p> <p>ふるさと納税制度では、税額の控除もあることから、坂戸市民の税額控除を考慮すると、若干マイナスとなる。</p>
委員	11の公民館の運営形態等の見直しについて、公民館を利用しているが、交流センター化は現在どうなっているのか。
事務局	<p>公民館の位置付けは、社会教育施設であるため、社会教育の範囲でしか利用できないという狭い範囲となっている。例えば子育て支援の取り組み等は社会教育事業として位置付けたものしか利用できないなど制約が出る。補助金の関係等あるが、地域交流センターとして位置付ければ、かなり広い行政範囲のことが可能となる。地域活動との関わりが増えていく中で、入西地域交流センターを補助金の利用で建設した際に、他の公民館も社会教育施設でなく幅広く利用していただくという趣旨で行革に掲載してある。しかしながら、公民館として定着している仕事もあり、その仕事を忠実に進めていくことで地域社会との関わりが根付いていることもあるので、急激に変わるということはないと考えている。市としては、制度的には社会教育施設から幅を広げていくことを考えていきたい。</p> <p>公共施設の利用料については、もともと受益者負担という考えであり、特別な場合について減免をしてきた。公民館では、これまで定期利用団体の減免が根付いてきたが、公共施設の利用の観点から適切を欠くだろうとのことで見直しが行われた。女性センターにおいても27年度から見直しを行った。現在は老人福祉センターが宿題となっている。</p>
委員	26の民間活力等の活用について、現在指定管理制度を行っているのか。
事務局	現在、市民運動公園、文化会館、オルモ、老人福祉センター、学童保育所が指定管理制度となっている。
委員	今後において、CD評価項目をAB評価にする活動を行っていくのか。
事務局	項目について、必要がなくなったものについては、次期アクションプランに位置付けない予定であり、必要な項目については、きちんと行革に位置付け、さらに精度を上げて評価していく取組みが必要であると考えている。

会 長	市民満足度の向上については、どのような姿勢で臨んでいるのか。
事務局	満足度の指標は様々であるが、総合振興計画を策定する2年前に市民意識調査を実施している。
委 員	前期のアクションプランで位置付けられていた取組項目であったものは、分かりづらくなることもあるため、個別例示又は精査しておいたほうがよいのではないか。
会 長	続いて、審議事項(3)ウの「第5次坂戸市行政大綱・行政改革アクションプランの見直しについて」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。
事務局	資料3に基づき「第5次坂戸市行政大綱・行政改革アクションプランの見直しについて」について説明及び今後のスケジュール予定を説明。 委員からの意見、質疑は次のとおり
委 員	32項目から25項目に集約したことにより、前アクションプランで具体的に表現されていた項目が掴みきれなくなっているものがあるのではないか。(2-2や2-6など)
委 員	次回の会議では、詳しい内容の資料の提示があるのか。
事務局	3つの柱に基づいた取組項目として、素案を挙げさせていただいた。その柱に沿った取組項目、個別実施施策例示の双方から考えたい。総合振興計画後期基本計画やまち・ひと・しごと創生総合戦略から行政としての課題やこれから取り組まなければならない施策をアクションプランとして位置付けていきたい。
事務局	アクションプランの取組項目は、ある程度固めていきたい。具体的例示を細かく挙げさせていただいているのは、組織として例示されたものを宿題として改善して行こうとするものである。例示を庁内や審議会で議論し詰めることによって、項目を確定させてまいりたい。
委 員	小中学校の給食の統合とは。センター化ということなのか。
事務局	ファシリティマネジメントの観点から給食設備の老朽化、衛生問題の課題があり、今後を見据えて親子方式やセンター方式など行革として議論していく必要があるため記載している。
会 長	女性職員の登用で国からの指標があるが、項目ごとに指標を取り入れていくことは考えているのか。
事務局	アクションプランの総括資料で記載している部分もあるが、審議会の意見を通して個別施策例示についても数値指標の導入を考えてまいりたい。

委員	公民館の運営形態の見直しは、次期アクションプランの個別例示は行わないのか。
事務局	具体的に例示するか検討させていただく。
委員	1-3「行政の見える化」と3-3「行政サービスの提供手段」は重複するものではないか。
事務局	見える化は、協働と市民満足度の両方の側面がある。見える化によって適切な情報を伝え協働体制を進めていく必要もある。当然情報の提供は市民満足度の向上にも当たる。整理をしていきたい。
会長	(4) その他 続いて、(4)の「その他」を議題といたします。
事務局	(次回開催日程の説明)
会長	本日の審議事項が全て終了しました。皆様のご協力により円滑に進行できましたことに感謝申し上げます。
	(閉会 午後4時00分)